



2024年10月11日

各 位

会 社 名 ジェイフロンティア株式会社  
代表者名 代表取締役社長執行役員 中村 篤弘  
(コード番号：2934 東証グロース)  
問 合 せ 先 執行役員 経営企画本部長 樋口 雄也  
(TEL. 03-6427-4662)

2025年5月期第1四半期決算短信の開示が  
四半期末後45日を超えることに関するお知らせ

当社は、2024年5月期決算について有価証券上場規程施行規則第405条第2項（以下、「レビューの義務付け要件」といいます。）に該当しておりますので、レビューの義務付け要件に該当することとなった日から該当しなくなる日までの間に開示する第1・第3四半期決算短信の四半期財務諸表等に対して公認会計士等による期中レビューを受けることが義務付けられておりますが、一部の広告売上取引における売上高及び原価の計上について、会計監査人より不適切な会計処理がある旨の疑義（以下、「本事案」といいます。）が生じているとの指摘を受け、特別調査委員会を設置のうえ、本事案及び類似する事象の有無等についての調査を進めております。そのため、四半期末後45日以内に2025年5月期第1四半期決算短信を開示することができず、現時点で開示時期が未定となっておりますので、下記のとおりお知らせいたします。なお、当該第1四半期決算短信が開示できる状態になりましたら、速やかに開示いたします。

記

1. 経緯説明（四半期末後45日以内にレビューを受けられない理由）

2024年7月18日付「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は本事案について、特別調査委員会を設置し、調査を実施してまいりました。

また、9月2日付「有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ」および同日付「有価証券報告書の提出期限延長に係る承認のお知らせ」に記載のとおり、2024年5月期有価証券報告書の提出手続きが完了するまでに、当初の提出期限から更に3か月程度の日数を要する見込みとなったため、9月2日付で提出期限延長に係る承認申請書を開

東財務局に提出し、同日付で11月29日までの提出期限延長申請に係る承認を受けました。

上記事情により、当社は有価証券上場規程施行規則第405条第2項の下記に示す※「レビューの義務付け要件」dに該当することになり、レビューの義務付け要件に該当することとなった日から該当しなくなる日までの間に開示する四半期決算短信（第1四半期と第3四半期のみ）の四半期財務諸表等に対して公認会計士等による期中レビューを受けることが義務付けられることとなっておりますが、本日現在、特別調査委員会による調査は継続中であり、現時点においても当社の2024年5月期連結会計年度への具体的な影響額が確定しておらず、2024年5月期決算関連手続が完了していないことにより、2025年5月期の第1四半期決算関連手続およびレビューについても完了していません。そのため、2025年5月期第1四半期の決算発表を延期することといたしました。

※「レビューの義務付け要件」に該当する場合

（有価証券上場規程施行規則第405条第2項より引用）

- a 直近の有価証券報告書、半期報告書又は四半期決算短信（レビューを受ける場合）において、無限定適正意見（無限定の結論）以外の監査意見（レビューの結論）が付される場合
- b 直近の内部統制監査報告書において、無限定適正意見以外の監査意見が付される場合
- c 直近の内部統制報告書において、内部統制に開示すべき重要な不備がある場合
- d 直近の有価証券報告書又は半期報告書が当初の提出期限内に提出されない場合 等

## 2. レビューに係る具体的な見込み又は計画

本事案における特別調査委員会による調査報告書の受領は10月中旬を予定しておりましたが、依然として特別調査委員会による調査は継続中であり、当初予定していたスケジュールに遅れが生じております。調査結果につきましては、調査報告書を受領次第、速やかにお知らせいたします。

今後は、2024年5月期連結会計年度への具体的な影響額を算定し、2024年11月29日期限の有価証券報告書の提出に向けて2024年5月期決算関連手続を進めるとともに、並行して2025年5月期第1四半期決算関連手続を進め、会計監査人のレビューを受ける予定です。当該第1四半期決算発表予定日につきましては、決まり次第速やかにお知らせいたします。

株主・投資家の皆様をはじめ関係者の皆様には、多大なるご心配とご迷惑をおかけしますことを、深くお詫び申し上げます。

以上